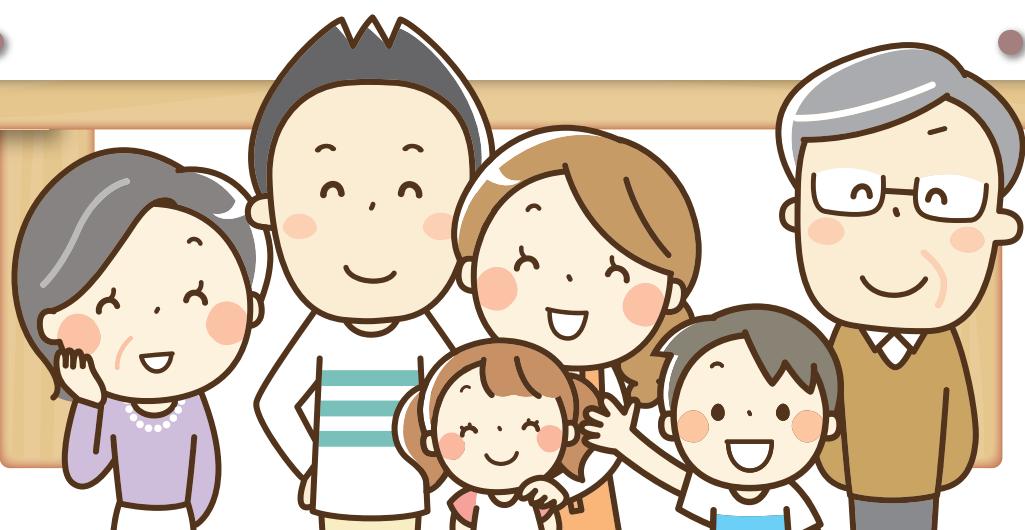


助成期間は1年以内で
治療予定期間に即した期間です！

肝炎治療に係る 医療費の助成が 受けられます。

2019年2月から
C型の非代償性肝硬変の
インターフェロンフリー治療も
助成の対象となりました！



B型及びC型ウイルス性肝炎の治療を進めるため、ウイルスの除去を目的に行う
●インターフェロン治療 ●インターフェロンフリー治療 ●核酸アナログ製剤治療
に要する医療費の一部を助成します。

対象となる薬剤については、主治医の先生にご相談ください。



島根県健康福祉部健康推進課
<https://www.pref.shimane.lg.jp/kenko/>

肝炎治療医療費助成制度のページは、県のトップページから、
[医療・福祉 > 健康・医療 > 健康 > 疾病療養支援に進んでください。]

CHECK

1

助成対象となる方

- 次の①かつ②に当てはまる方です。
- ①島根県内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者の方
 - ②本助成の利用を申請し、島根県の審査により認定された方

CHECK

2

助成対象となる医療

次の①または②に該当する医療です。

- ①C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療およびインターフェロンフリー治療
- ②B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療および核酸アナログ製剤治療

※①②ともに保険適用となっているものに限りません。また、当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料及び入院料等は助成対象となります。但し、助成対象の治療と無関係な治療や入院時食事・生活療養費は助成の対象外です。



CHECK

3

助成の内容

対象医療に係る保険診療の患者負担額(月額)が、次表の階層区分による自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を助成します。ただし、医療保険から支給される高額療養費は含みません。

階 层 区 分		自己負担限度額(月額)
甲	世帯の市町村民税(所得割) 課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町村民税(所得割) 課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

※「世帯」とは、住民票の世帯を指します。また、特定の場合に限り、世帯員の一部を合算から除外できることがあります。

CHECK

4

助成期間

原則として、保健所において申請が受理された月の初日から、治療予定期間に即した期間(1年以内)です。

- ※1 治療開始日が決まっており、主治医が診断書を記載した日から3か月以内に治療が開始される場合は、治療を開始する月より前の月に申請することも可能です。
- ※2 インターフェロン治療については、一定の条件を満たす場合に最長8か月まで延長が可能です。
- ※3 核酸アナログ治療について、指定する期間内に更新申請をされ、かつ審査により認定された場合は期間の更新が可能です。

CHECK

5

助成の申請手続き

助成を希望される場合は、次の①～⑤を居住地を管轄する保健所(下記参照)に提出してください。

専門医による認定審査会において審査した後、認定されれば受給者証を交付します。

①肝炎治療受給者証交付申請書

②治療受給者証の交付申請に係る診断書
医療機関で記載してもらってください。

③被保険者証のコピー
本書を保健所に持参されればコピーをとります。

④世帯員全員が記載された住民票の写し

⑤世帯員全員の市町村民税額(所得割)を証明する書類
義務教育終了前の者についての書類は省略が可能です。

※①と②は保健所や県ホームページから取得できます。

CHECK

6

受給者証交付後の受診方法

助成対象となる治療を受ける場合は、その都度交付された受給者証を被保険者証などと一緒に病院・薬局の窓口に提示してください。受給者証に記載された自己負担限度額までを負担すれば、その後の窓口での負担は不要です(助成対象外の治療は除きます)。

CHECK

7

受給者証交付までにかかった医療費の払い戻し

保健所において申請を受理してから、受給者証が交付されるまでには通常1～2か月程度かかります。それまでは、従来どおり医療費支払いが必要ですが、申請が認定されれば、有効期間以降に自己負担限度額を超えて支払った金額を払い戻します(請求書類は保健所や県ホームページから取得できます)。



肝炎治療に係る医療費の助成についてくわしくはこちらまでお問い合わせください。

松江保健所

医事・難病支援課

〒690-0011 松江市東津田町1741-3
いきいきプラザ島根3階
TEL 0852-23-1315

県央保健所

医事・難病支援課

〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1
TEL 0854-84-9825

雲南保健所

医事・難病支援課

〒699-1396 雲南省木次町里方531-1
TEL 0854-42-9641

浜田保健所

医事・難病支援課

〒697-0041 浜田市片庭町254
TEL 0855-29-5555

出雲保健所

健康増進課

〒693-0021 出雲市塩冶町223-1
TEL 0853-21-8785

益田保健所

医事・難病支援課

〒698-0007 益田市昭和町13-1
TEL 0856-31-9548

隠岐保健所

総務医事課

〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
TEL 08512-2-9701

隠岐保健所

島前保健環境課

〒684-0302 隠岐郡西ノ島町大字別府
字飯田56-17
TEL 08514-7-8121

島根県健康推進課

疾病療養支援グループ

〒690-8501 松江市殿町1番地
(事務所:松江市殿町2番地島根県庁第2分庁舎3階)
TEL 0852-22-5329